

仕様書

第1 委託件名

宿泊施設バリアフリー化支援補助金事業 PR 等業務委託

第2 委託目的及び事業概要

公益財団法人東京観光財団では、東京を訪れる人々が快適に過ごすことができるよう、補助事業を通して、東京都内の宿泊施設におけるバリアフリー化を支援している。本業務委託では、宿泊施設バリアフリー化支援補助金（以下、「本補助金」という）の認知度向上及び申請件数の増加を図るための取組を行うことを目的とする。

第3 契約期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第5 委託内容

1 全体運営

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業の実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
- (2) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの年間業務スケジュールを提案すること。また、履行に当たっては、進捗状況を随時財団へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。また、スケジュールが変更になった際は速やかにスケジュールを修正して提出すること。
- (3) 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- (4) 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り、公平かつ専門的な視点で事業を運営すること。
- (5) 毎月1回程度定例会を開催し、進捗状況等共有をすること。また、定例会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 宿泊施設バリアフリー化支援補助金の新規申請に向けた広報活動

- (1) 新規申請に向けた広報活動計画の提案・実施
 - ア 広報活動計画

受託者は令和元年度に本補助金を申請する施設数の想定を200か所程度とした場合、広報活動計画を受託後速やかに提案し、財団と協議の上、実施すること。年間計画を企画・提案する際は、第2に示す目的を達成するために、効率的、効果的に本補助金の申請に結びつく広報活動計画を提案すること。計画には、第5.2(1)イから(3)に記載された内容を含むこと。

イ 訪問先リスト

広報活動計画では、下記①から③に示すリスト以外の業種等を1つ以上提案するとともに、リストに記載のある業種とあわせて有用な訪問先を100件程度提案すること。また、訪問先は、見込まれる整備がわかるように、「施設整備」、「客室整備」、「備品購入」のいずれかに大別すること。なお、提案された訪問先が効果的な広報活動につながらないと財団が判断した場合には、修正を求める場合がある。また、最終的な訪問先は、財団と協議の上、決定するものとする。

①宿泊業

改修予定がある宿泊施設

新規開業予定の宿泊施設

※いずれも本補助金の対象となる箇所の工事が2022年3月末までに着工されることを原則とするが、2026年3月末頃までの予定も可とする。

②建設業関連

宿泊施設に精通した設計会社

宿泊施設に精通したデベロッパー

宿泊施設のリノベーション等を行う企画、コンサルタント会社

③その他

福祉用具販売会社

子育て支援設備販売会社 等

(2) 広報活動の対象者に対する訪問・ヒアリング

ア 事業者への訪問

受託後、上記(1)で示した訪問先の中から、財団と協議の上、成果に結びつきやすい事業者から訪問し広報活動を行うこと。初回以降の訪問は、財団職員の同行の必要性も含め財団と協議の上、回を重ねること。訪問にあたっては、十分に事業内容を理解した上で説明を行い、事業者へ誤解を与えないよう細心の注意を払うこと。不明な点が生じた場合には、独自に判断せず、必ず財団に確認すること。

訪問によって、本補助金の申請を行う可能性が高い事業者を得られた場合には、速やかに財団に報告するとともに、職員の同行について財団と協議の上、次回の訪問に向けてアポイントメントを取ること。また、訪問は、年間計画を元に、速やかに開始すること。

イ 訪問時の説明資料の作成

訪問時においては、本補助金の概要や特長等をまとめた財団が指定するパンフレット等を使用すること。また、パンフレット等に補足して、訪問する事業者が属する業界に応じて、新たな資料を作成し使用することで、補助金の申請につながる効果が期待される場合は、必要に応じて資料を作成すること。なお、その場合は、必ず財団と協議のうえ作成し、財団による校正を受けること。

ウ ヒアリング結果の報告

訪問を実施した際は、訪問ごとに財団の定めるヒアリング報告書を作成し、速やかに財団に提出すること。

エ その他広報活動

上記（２）広報活動の対象者に対する訪問時、あるいはそれ以外で、本補助金について広く、効率的に周知するために、効果的な手法を１以上提案すること。

（３） その他

上記（１）から（２）までの実施に係る一切の費用は本委託費用に含まれるものとする。

また、本事業において新たに資料を作成する、また、広告アカウント等を開設した場合、事業終了後は財団がその保有権を持つものとする。

第６ 第三者代行の禁止

本委託は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第７ 完了報告と契約代金の支払いについて

１ 契約について

契約方法については、受託者決定後別途相談する。

２ 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

３ 完了報告と成果物の提出について

（１） 委託完了届

別紙１「委託完了届」を提出すること。

（２） 実施報告書

広報活動終了後、実施報告書を提出すること。報告書には、ヒアリングを通じて得た制度や広報等における課題についても記載すること。

A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word で作成の上、紙３部、電子データをCD-R またはDVD-R で３部納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議のうえ決定する。

※Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を使用する場合には別紙として添付すること。

第8 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、財団に帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）について、東京の観光に資することを目的として、財団が指定する PR ツール及び財団が認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、財団が使用にあたって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- 4 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 6 上記1.2.3.4.5の規定は、第6により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 7 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第9 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第10 個人情報の保護

別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第12 その他

- 1 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。
- 2 本契約の内容及び履行に際して知り得た情報は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らしてはいけない。
- 3 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、ただちに財団に連絡すること。
- 4 受託者は業務の一部を再委託する場合には事前に財団と協議しなければならない。
- 5 委託契約締結時点からの業務履行に支障をきたさないように留意すること。
- 6 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継に関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。
- 7 契約金額には、6に関わる費用が含まれるものとする。
- 8 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 9 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

地域振興部観光インフラ整備課 横井、藤瀬

電 話：03-5579-8463

F A X：03-5579-8785